

企 発 第 108 号  
平成 18 年 9 月 7 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会  
経 理 委 員 会

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

8 月 11 日に貴会より公表されました公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させて頂きますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 全般

会計基準のコンバージェンスに関して

本年 2 月に FASB と IASB が MOU を締結したことから、米国会計基準と国際会計基準のコンバージェンスが急速に進展することが予想されるが、いずれの会計基準においても持分プーリング法は認められていないため、本適用指針が公開されれば日本基準のみが国際的な会計基準から取り残されることとなる。

また、英国ロンドン証券取引市場の新興企業向け市場(AIM)では日本基準を認めない方針が出されており、企業結合を始めとする会計基準差異の解消なしには日本企業の海外での資金調達に困難が生じることは必至である。

かかる状況を考慮すると、持分プーリング法の撤廃を含め、企業結合会計の抜本的な見直しに着手すべきと考える。

2. 会計処理

親会社の子会社を吸収合併する場合の会計処理

親会社の子会社を吸収合併する場合の会計処理において、第 207 項(2)未実現損益に関する修正事項に「親会社が連結財務諸表を作成していない場合であっても、連結財務諸表上の帳簿価額を合理的に算定できるときには当該帳簿価額を用いることになり、連結財務諸表上の帳簿価額を合理的に算定することが困難なときには、子会社の適正な帳簿価額を用いることができる」と今回改訂されているが、共通支配下取引における会計処理の趣旨を考

慮すれば、連結財務諸表の作成を義務付ける程度のことは求めてもよいのではと考える。

親会社の子会社を吸収合併する場合の親会社の処理について、206項で子会社が孫会社を吸収合併するケースを取扱っているが、孫会社が吸収合併存続会社になり子会社が消滅会社になるケースもあり得ると思うので、そのようなケースも合わせてコメントした上で、処理について言及してはどうか。

#### 子会社が他の子会社に会社分割により事業を移転する場合の会計処理の吸収分割会社の会計処理

447-2 項に「吸収分割承継会社である他の子会社が、吸収分割会社である子会社の子会社及び関連会社となる場合のほか、それ以外となる場合(他の子会社の株式がその他有価証券に分類される場合)でも、移転損益を認識しない」とあるが、他の子会社の株式がその他有価証券に分類される場合は、吸収分割会社の個別財務諸表上は移転損益を認識するべきではないか。本件は共通支配下の取引であるという前提から移転損益を認識しないということにしているが、共通支配下の取引であるかどうかは、吸収分割会社と吸収分割承継会社の共通の親会社から見た場合の判断であり、吸収分割会社個社で見た場合は単なる事業分離であるから、吸収分割会社個社の財務諸表ではあくまで 103 項にあるように原則として移転損益を認識し、103 項との整合性を図ったほうが良いのではないか。また、本件のような場合は、親会社が連結財務諸表を作成する場合に、当該取引を内部未実現消去の対象として処理することが望ましいと考えるが如何か。

#### 3. 設例について

以下の項目に関しても設例を付していただきたい

254-4 項(1)吸収分割承継会社である他の子会社が吸収分割会社の子会社となる場合

(2)吸収分割承継会社である他の子会社が吸収分割会社等の関連会社となる場合

#### 4. 適用時期

適用時期について、子会社と孫会社との合併(第206項(4))、子会社と孫会社との分割型の会社分割(第218項(4))等4項目に関し、会社計算規則との関係で適用時期が示されていないことから、関係当局の調整を経て、上記適用時期及び本改正適用指針の公表日予定につき通知いただきたい。その際に大きな変更が入る場合は改めて公開草案という形で意見を募って頂きたい。

また、適用指針(案)331項によると今回の変更点については、当適用指針公表日からの適用とされている。但し、企業結合には一般的にかなりの準備期間が必要であることに加え、例えば今回の子孫間の合併処理変更などは非常に影響が大きいものであることから、公表即適用では企業側が対応できないと考える。

従い、適用時期については公表後一定期間（1年程度が望ましい）をおいて適用することとして頂きたい。

## 5. その他

### 表記について

239-2 項の(1)①「原則的な取扱いによる場合」と②「簡便的な取扱いによる場合」は、他の類似表記はすべて「原則的な取扱い」「簡便的な取扱い」としているので統一してはどうか。

本適用指針はかなりのボリューム・範囲となっていることもあり、今後再見直しをされる場合には、実務者の理解がしやすい書き振りにしていただきたい（例えば、説例等に関しても、各当事者の個別の処理、連結の処理を説例によっては一部仕訳・説明を省略されているケースもあると理解しているが、なるべく他の説例を参照しなくて済むような構成に出来ないかご検討願いたい）。

以 上